

令和4年1月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年1月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は無し。

事務局の出席者は9名である。

事務局 おはようございます。定刻前ではございますけども、皆様、おそろいの方で開始させていただきたいと思います。

本日は、新年最初の総会でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、1月の総会の開催に当たり、報告いたします。

本日、現委員数24名全員の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることを報告いたします。

それでは、総会に入る前に議案の訂正がございます。

第4号議案ですけれども、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、1月7日に1件取下げがあつております。

議案集を御覧ください。議案集の13ページの審議番号14番です。

恐れ入りますが、この場で議案からの削除をお願いいたします。

併せまして、地図No. 21、こちらのほうも削除をお願いいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 皆様、おはようございます。まず、令和4年初めての総会ということで、新年の挨拶をさせていただきます。新年明けましておめでとうでございます。今年もどうかよろしく願い申し上げます。

それでは、令和4年1月の農業委員会総会をこれから開催させていただきます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの7番までの7件です。

3ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号8番から4ページの10番を除く11番までの3件です。

以上、審議番号1番から審議番号10番を除く11番までの各案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 説明がありましたけども、ちょっと抜けておりました。
審議番号10番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連がある案件でございますので、審議番号10番とそれ以外に分けて審議することといたします。
審議番号10番は4号議案と一括して議題といたします。
事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案のうち、審議番号10番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち、審議番号10番を除く議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号3番につきましては、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についての中の審議番号3番と関連がある案件でございますので、審議番号3番は第3号議案と一括して議題といたします。
また、審議番号1番及び2番につきましては、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、審議番号1番及び2番は、第4号議案と一括して議題といたします。
それでは、第2号議案、審議番号3番と第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 5ページをお願いいたします。
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
6ページをお願いいたします。

東部地域、3番、1件です。

3番、申請地、北野町仁王丸、2筆、計253㎡、

申請理由、転用目的を変更するものです。

変更内容、転用目的を自己用住宅から露天資材置場へ変更するものです。

こちらにつきましては、平成3年6月13日付にて、5条許可がなされたものです。

第3号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、田主丸町石垣、田、1筆及び田主丸町田主丸、田、1筆の2筆、計1,867㎡、

申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもの（農地改良行為）です。

2番、申請地、北野町中、206㎡、

申請理由、申請地を貸露天駐車場の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町仁王丸、田、2筆、計253㎡、

申請理由、申請地を露天資材置場として利用するものです。

第2号議案、3番と関連案件となっております。

8ページをお願いいたします。

西部地域、4番、1件です。

4番、申請地、三瀨町高三瀨、田、240㎡、

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛させていただきます。

では、次は、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
なお、採決に当たりましては、第2号議案、審議番号3番と第3号議案に分けて採決いたします。
それでは、第2号議案、審議番号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第2号議案、審議番号3番は可決されました。
続きまして、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第1号議案、審議番号10番、第2号議案、審議番号1番及び2番並びに第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転許可申請書が提出されましたので付議いたします。
4ページをお願いいたします。
所有権移転、西部地域、審議番号10番の1件です。
以上の審議案件につきまして、農地法第3条第1項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
続きまして、5ページをお願いいたします。
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町殖木、田、3筆計762㎡、

申請理由、転用面積を変更するものです。

変更内容、転用面積が762㎡から848㎡へ変更するものです。

こちらにつきましては、令和3年8月11日付で、5条許可がなされたものです。

第4号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

2番、申請地、田主丸町殖木、田、7筆、計1,371.68㎡、

申請理由、転用面積及び施工期間を変更するものです。

変更内容、転用面積が1,371.68㎡から1,463.68㎡、施工期間が令和3年7月1日から令和4年2月28日までだったものを令和3年7月1日から令和4年4月30日までに変更するものです。

こちらにつきましては、令和3年6月11日付で、5条許可がなされたものです。

第4号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から10ページ4番までの4件です。

1番、申請地、田主丸町豊城、畑、374㎡、

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅及び倉庫を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町殖木、田、4筆、計848㎡、

申請理由、申請地を取得し、建売住宅（3戸）を建築するものです。

第2号議案、審議番号1番及び第4号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

また、農地法第4条による同時許可の案件となっております。

10ページをお願いいたします。

3番、申請地、田主丸町殖木、田、9筆、計1,463.68㎡、

申請理由、申請地を取得し、建売住宅（4戸）を建築するものです。

第2号議案、審議番号2番及び第4号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

また、農地法第4条による同時許可の案件となっております。

4番、申請地、北野町稻敷、畑、3筆、計1,214㎡。

申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（6区画）として利用するものです。

11ページをお願いいたします。

西部地域、5番から13ページ、14番を除く15番までの10件です。

5番、申請地、荒木町荒木、畑、1,109㎡、

申請理由、申請地を取得し、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして不許可の例外規定を適用するものです。

6番、申請地、荒木町白口、田、2筆、計645㎡、

申請理由、申請地を借り入れて、露天資材置場として利用するものです。

7番、申請地、大善寺町夜明、田、5筆、計4,046㎡、

申請理由、申請地を取得し、建売住宅（15戸）を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

8番、申請地、大善寺町夜明、田、283㎡、

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、上津町、畑、200㎡、

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、城島町六町原、田、156㎡、

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

11番、申請地、三潴町生岩、田、942㎡の内495㎡、

申請理由、申請地を取得し、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

第1号議案、審議番号10番と関連案件となっております。

12番、申請地、三潴町高三潴、畑、332㎡、

申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

13ページをお願いいたします。

13番、申請地、三潴町玉満、田・畑、5筆、計2,749㎡、

申請理由、申請地を取得し、特定建築条件付予定地（12区画）として利用するものです。

続きまして、15番、申請地、三潴町西牟田、田、288㎡、

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

審議案件は、以上となります。

なお、11ページの審議番号7番の案件につきましては、県農業会議の聴取案件とな

っております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛させていただきます。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決に当たりましては、第1号議案、審議番号10番、第2号議案、審議番号1番及び2番並びに第4号議案に分けて採決をいたします。それでは、第1号議案、審議番号10番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号10番は可決されました。続きまして、第2号議案、審議番号1番及び2番に賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号1番及び2番は可決されました。続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。なお、審議番号7番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。
第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、田主丸町鷹取、田、213㎡、現況、宅地、
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築を20年以上経過しているものです。地図No. 23です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。
全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 15ページをお願いいたします。
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番から16ページの7番までの7件です。
1番、申請人、大橋町常持、*****、経営面積、9万9,411㎡、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
2番、申請人、安武町安武本、*****、経営面積、2,762㎡、

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。

また、農地利用適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準では178 a 以上となっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させる者が新規就農者である場合とあり、今回の申請者はこの特例に該当しているため、経営面積が178 a を下回っていても名簿登録の基準に該当するものとなっております。

3番、申請人、田主丸町地徳、*****、経営面積1万9,842㎡、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

4番、申請人、北野町今山、*****、経営面積、3万5,340㎡、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

16ページをお願いいたします。

5番、申請人、北野町仁王丸、*****、経営面積、2万1,623㎡、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

6番、申請人、三瀨町田川、*****、経営面積、7,505㎡、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの件につきましては、申請人はイチゴのハウス栽培を行う方針であり、農地利用適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、花卉栽培等の集約経営を行う場合とあり、申請人はこの特例に該当しているものと判断しております。

7番、申請人、三瀨郡大木町、*****、経営面積、41万6,172㎡。
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、*****の構成員である申請人が取得し、同法人に貸し付けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 16ページの7番の案件ですが、農業専従者23人というのはとても多いのですが。

事務局 お答えいたします。これについては、*****の構成員の人数となっております。

委員 分かりました。構成員はそういう人数を含めて表示するということですね。今説明がありました農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号というのは何ですか。

事務局 お答えいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号につきましては、農地所有適格法人の構成員が所有権移転により買い入れる土地を買い入れたのと同時に、その法人に利用権設定等での貸し借りをを行う場合には、構成員個人に対する全部効率要件の適用が除外されることになっています。

委員 よく分かりませんが、要するに、協力してやっていくということでしょうか。

事務局 結局、農業生産法人の構成員である者が農地を取得して、同法人に貸し付ける場合は特例として認められていると。

委員 それに該当するということでしょうか。

事務局 はい。*****さん自身としては178aを満たさない。ただ、農事組合法人として、常時従事、あるいは買い取った農地を効率的に耕作するということで認められると。

委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員、挙手により、第6号議案は可決されました。
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。
第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から18ページの5番までの5件です。

1番、所在地、大橋町常持、田、2筆、計2,339㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在地、高良内町、田、2筆、計2,479㎡、
推進機構からの買い入れとなります。

3番、所在地、善導寺町飯田及び善導寺町与田、田、5筆、計7,246㎡、
推進機構からの買い入れとなります。

18ページをお願いいたします。

4番、所在地、大善寺町夜明及び三潞町高三潞、田、3筆、計7,847㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

5番、所在地、安武町安武本、田、3,408㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

第2区、6番の1件です。

6番、所在地、田主丸町地徳、畑、3筆、計1,294㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

3区、7番から11番までの5件です。

7番、所在地、北野町高良及び北野町鳥巢、田及び畑、2筆、計3,408㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

8番、所在地、北野町十郎丸、田、2筆、計3,970㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

9番、所在地、北野町中川、田、2,123㎡、

推進機構からの買い入れとなります。

10番、所在地、北野町仁王丸、田、5,972㎡、
推進機構からの買い入れとなります。

11番、所在地、北野町仁王丸、田、1,507㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

20ページをお願いいたします。

第4区、12番、1件です。

12番、所在地、城島町青木島、田、2筆、計7,614㎡、
推進機構からの買い入れとなります。

第5区、13番から15番までの3件です。

13番、所在地、三瀨町玉満、田、732㎡、
推進機構からの買い入れとなります。

14番、所在地、三瀨町西牟田、田、2筆、計4,521㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

15番、所在地、三瀨町西牟田、田、768㎡、
推進機構への売り渡しとなります。

以上、審議番号1番から15番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項第2号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、
久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

したがいまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、3番、今村裕一委員、15番、田中弥生委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。